

令和7年9月11日

大磯町議会議長 清田文雄様

大磯町議会議員 庄子 幸太
亀倉 弘美
鈴木たまよ
吉川 重雄
鈴木 京子

玉虫志保実議員に対する懲罰動議

次の理由により、玉虫志保実議員に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項の規定により動議を提出します。

記

理由

令和7年9月9日本会議、玉虫議員の一般質問において、スクールカーストという概念を説明する際、公職にある立場の3人と、私人である、議員の子（児童生徒）を特定したうえで、町に対し質疑を行う議場の場において、議員の私生活へ言及し憶測に基づく不穏当な発言、並びに私人である議員の子どもを特定しカーストの上下関係を助長したかの発言は、子どもの人権への配慮に欠いた不適切な発言として看過できないものである。

よって、地方自治法第132条の規定（議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。）に抵触するとともに、副議長という議会統治の補佐的立場である玉虫議員の言動は、議会の秩序や品位を著しく失墜させ、さらに私人の人権を侵害するものである。

以上